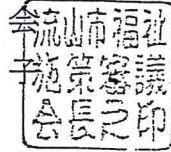




平成26年2月10日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会  
会長 小島 富美子



(仮称) 流山市歯と<sup>こうくう</sup>口腔の健康づくり推進条例の

制定について(答申)

平成26年1月27日付け流社第576号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

条例の制定について審議した結果、別添の条例骨子案に賛成します。また、今後の対応にあたり、次の意見を添えます。

- 1 条例の制定後は本条例に基づき、歯と口腔の健康づくり推進に関する施策を計画的に進めるために、実効性のある基本的な計画を定め、これを実行すること。
- 2 本条例の最終目標は健康寿命の延伸等、市民の全身の健康を増進することであり、市はこのことを念頭において計画を策定すること。また、全身の健康づくりに係る総合的な計画を策定されたい。
- 3 基本計画策定後は、計画に沿って事業を進めるとともに実施した各事業を検証・評価し、次期計画に反映させること。

なお、少数意見として以下の意見がありました。

大きな目的である「健康増進」や「生活習慣病の予防」、「健康寿命の延伸」の実現に向けた考えを整理することが必要であり、そのための条例を制定するのであれば理解できるが、それらの目的を実現するための手段の一つである「歯と口腔衛生」のための条例を作るのは不自然であることから、条例の制定に反対する。